

現場説明書

1	工事番号	青警標 第8-3-16号
2	工事名	道路標示工事
3	工事場所	八戸市大字是川字川端26-10 外

- (1) 本工事に対する質問事項がある場合は、青森県警察本部長宛での質問書を令和 8年 7月 15日12時00分までに提出する。
回答書は令和 8年 7月 21日12時00分までに青森県警察本部施設装備課長から連絡する。
※質問がない場合は、提出の必要はない。
- (2) 工事上の留意事項
本工事の施工に伴う周辺道路、建築物、工作物等への損傷に対する復旧や、補償などに要する費用は、全て受注者の負担とする。
現場周辺の道路における通行者等の安全に充分留意をし、付近住民への迷惑行為のないよう配慮するとともに、TV受信障害の苦情に対しては速やかに監督員と協議すること。
また、近隣との相互理解に努め、発注者と連絡を密にし、付近の住民に対して誠意と責任のある対応をすること。
- (3) 工事の施工に当たっては、工所用資材等を運搬するダンプトラック等の大型自動車による交通事故防止の観点から、ダンプカー事業者に対しては、ダンプカー協会（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第12条に規定する団体をいう。）加入車を優先的に使用させるように配慮すること。
- (4) 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入している受注者は、工事契約を締結後1ヶ月以内に建退共に発注者用掛金収納書を提出すること。又、建退共に加入していない受注者は、速やかに加入し掛金収納書を提出すること。なお、期限内に提出できない特別の事情がある場合は発注者に申し出ること。
- (5) 受注者（請負者と契約に基づき事業を実施する者を含む。以下同じ。）は、この契約にかかる工事の施工に必要な無技能労働者については、公共職業安定所の紹介する失業者を雇用するよう努めること。
- (6) 工事費の支払条件
- | | |
|---------|-------|
| 令和 8 年度 | 100 % |
| 令和 年度 | 約 % |
| 令和 年度 | 約 % |
- (7) 法定外労災保険の契約
受注者は労働者災害補償保険法に基づく労災保険のほか法定外の労災保険の契約を締結しなければならない。保険証券等を監督職員に提示し、確認を受けること。
- (8) 新型コロナウイルス感染予防対策の実施
国土交通省の建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき、感染予防対策を実施すること。実施にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策実施手順によるものとする。
ガイドライン <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001412231.pdf>
実施手順 <https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/ken=eiutsu.html>

(9) 青森県認定リサイクル製品の使用

本工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、「青森県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。

なお、「青森県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか使用できない理由がある場合は、その旨を「書面」で提出し、監督員の承諾を得て新材製品を使用するものとする。(Aグループのみ)

【青森県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※使用上のグループ区分は、価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

認定リサイクル製品の使用上のグループ区分、パンフレット及び優先使用指針は下記の資源循環推進課ホームページに掲載しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kanky/shigen/nintei_recycle.html

(10) 暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務

受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

(11) ”CORINS”（工事実績データ）の工事カルテの作成について

受注者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額500万円以上の工事については、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受け、受注時は契約後にあっては、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時にあっては工事完成後10日以内に、訂正時にあっては適宜登録機関に登録申請しなければならない（ただし、工事請負代金500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が発注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

提出期限 発注時登録データは契約締結後10日以内

完成時登録データは工事完成後10日以内

変更時登録データは変更契約締結後10日以内

（問い合わせ先 一般財団法人日本建設情報総合センター（03-3505-0411）又は
一般財団法人日本建設情報総合センター東北地方センター（022-223-9665））

(12) 週休2日の確保について

本工事における週休2日確保工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。

詳細は、整備企画課ホームページ掲載の「週休2日確保工事実施要領」によるものとする。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatakakikata.html>

週休2日確保工事の実施方式		週休2日の確保に係る費用の計上		
<input checked="" type="checkbox"/>	発注者指定型（現場閉所）	当初	変更	計上している費用
	発注者指定型（交替制）	<input checked="" type="checkbox"/>		月単位の4週8休を想定した経費補正
	受注者希望型 ※			通期の4週8休を想定した経費補正
	発注者指定型（完全週休2日）			費用の計上を行っていない
	対象外			

※発注後、実施内容を協議すること

(13) 建設発生土の搬出（指定）について

建設発生土の搬出（指定）	発生土種別	発生量	運搬距離	指定搬出先の名称及び所在地	処分・保管等の条件
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					

注意事項

- 1) 現場説明書に記載する必要がある場合は、適宜追加するものとする。

質問書に関する補足説明

補足事項1 質問書に関すること

質問書については、工事内容（図面、仕様書、現場説明書）の不明確な部分について、入札参加者等が質問するものですので、工事内容に関するもの以外の質問は、質問書によらず個別にお問い合わせください。

補足事項2 工事内容に関するもの以外の問い合わせについて

工事内容に関するもの以外の質問の問い合わせ先は以下のとおりとなります。

- ・積算方法や単価等の設計書に関すること・・・交通規制課
- ・上記以外に関すること・・・・・・・・・・・・・・施設装備課

連絡先：017-723-4211（代表）